

本約款は、ユーロフィン分析科学研究所株式会社（以下「E-ASL」）が委託者から分析・測定・試験又は検討業務等（以下「業務」）を受託し業務を遂行するに際しての、両者間の基本的な合意事項である。

1 適用範囲

- 1.1 本約款の規定は、委託者から発注され、E-ASL が受諾したすべての業務について適用されるものとする。
- 1.2 委託者と E-ASL の間で締結された業務に関する委受託契約や覚書等（以下「契約書」）に記載された項目で本約款と内容が相違するものについては、当該契約書の規定が優先される。
- 1.3 前項に規定されている場合を除き、本約款は、委託者と E-ASL の間で合意されたものとし、その他すべての交渉、合意、表明、理解、およびコミットメントに優先する。

2 個別契約の成立

- 2.1 委託者は E-ASL に業務を委託するときには、見積書に基づき、発注書を作成しこれを E-ASL に交付するものとする。なお、発注の方法は、電子メール、FAX、電子システム、その他 E-ASL が事前に承認した方法のみを有効とする。
- 2.2 業務に関する委託者と E-ASL との間の個別の業務に関する委託契約（以下「個別契約」）は、前項の発注書が E-ASL に交付され、E-ASL が受諾したときに成立する。
- 2.3 本約款に定めのない、個別の業務の内容に関する細目（具体的な金額、納期等）については、個別契約において定めるものとする。

3 料金

見積金額は、別途見積書で提示する。なお、見積書に記載の料金は、別途明記されている場合を除き、税金を含まない金額とする。

4 請求と料金支払い

- 4.1 E-ASL は、業務の料金に関する請求書を業務の結果を委託者に報告又は納入後、発行する。但し、業務が長期間にわたる場合、又は料金が高額な場合等で、E-ASL と委託者が個別契約において別途合意した場合には、当該個別契約に基づく支払時期・支払方法によるものとする。
- 4.2 決済方法は、銀行振込とし、振込に要する手数料は、委託者の負担とする。
- 4.3 支払期日は請求書発行月の翌月末とする。
- 4.4 委託者が、日本国外から E-ASL に対し検体を送付する際の条件は、委託者の指定する場所に、DDP (Incoterms 2020)とする。
- 4.5 E-ASL は、委託者が支払期日までに支払いを履行しない場合、毎月 1%の利率又は適用される法令で認められる最高利率のいずれか低い方の利率で遅延利息を請求する。その際、請求書発行等の取扱手数料として 5,000 円（取引通貨が USD、EUR の場合は USD50.00、EUR50.00）を追加で請求する。

5 秘密保持

- 5.1 E-ASL は、業務に関して知得した情報、その他委託者の営業上及び技術上の秘密情報について厳に秘密として保持し、業務以外の目的に使用してはならず、委託者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示・提供してはならない。
- 5.2 委託者は業務に関連して知得した E-ASL の業務上の秘密情報を秘密に保持するものとし、E-ASL の事前の書面による承諾なしに第三者に開示・提供してはならない。
- 5.3 前二項の定めにかかわらず、以下の各号に該当することを証明できる情報については秘密情報に含まれないものとする。
 - 提供又は開示を受ける以前に自ら保有しているもの

- 提供又は開示を受ける以前に公知であったもの
- 提供又は開示を受けた後、自己の責によらないで公知となったもの
- 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に提供又は開示されたもの
- 開示された秘密情報を用いることなく、独自に開発したことを立証しうるもの

- 5.4 第1項及び第2項の定めに関わらず、E-ASL 及び委託者は、官公庁、裁判所等の公的機関（金融商品取引所を含む。）から、法令、命令その他に基づいて、相手方の秘密情報を開示する要求を受けた場合は、かかる秘密情報を当該公的機関に開示することができる。この場合、開示する秘密情報に関して保護手段を講じられるように、事前に（事前に為すことが困難である場合は開示後直ちに）相手方にかかる開示につき通知するものとする。
- 5.5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、E-ASL が第6条第2項の定めに基づき、業務の全部又は一部を第三者に再委託する際は、E-ASL は秘密情報を当該再委託先に開示できる。但し、E-ASL は当該再委託先に対して、E-ASL が第1項、第2項及び第3項の規定に基づき負うべき義務と同様の義務を負わせるものとする。

6 業務の履行

- 6.1 E-ASL は事前に委託者の承認を得たうえで、公的に設定された方法、見積書又は実施計画書に記載した方法、委託者に指示された方法又は E-ASL が有する科学的知見に基づき最適と考える方法により、信義に基づき誠実に業務を履行するものとする。
- 6.2 E-ASL は、自己の責任及び費用において、業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。かかる場合、E-ASL は、当該再委託先に対して、本約款及び個別契約に基づき自己が負う義務と同等の義務を負わせるものとし、当該再委託先の行為について、自己の行為と同様の責任を負う。

7 検体送付・管理

- 7.1 検体に関する安全性情報、各種申請の要否、その他検体を取り扱う上で必要な情報については、委託者が責任をもってあらかじめ E-ASL に提供する。
- 7.2 委託者は、検体送付に際し、必要な検体情報（名称、ロット番号、数量、その他 E-ASL が合理的に請求する情報）を E-ASL に提供する。
- 7.3 委託者は、検体を、破損や品質の劣化などがない、試験に供することができる状態で、定められた日までに E-ASL に提供する。尚、検体送付に掛かる費用は委託者の負担とする。
- 7.4 検体が、定められた日までに委託者から送付されない場合は、委託者と E-ASL はスケジュール変更等の必要な調整を行う。
- 7.5 試験終了後の検体は、事前の書面による合意が無い限り E-ASL が検収期間終了後に廃棄する。
- 7.6 試験終了後に検体を返送する場合は、当該返送に必要な資材の費用を含む、返送に必要な費用は委託者の費用とする。

8 報告・検収

- 8.1 E-ASL は、個別契約において合意した報告期限を遵守すべく、受託者として合理的な範囲で最大限努力する。
- 8.2 E-ASL は、業務の結果について、分析が完了後速やかに、委託者の希望に従い、電子メール等の電子的手段により報告する。
- 8.3 委託者は、E-ASL からの業務の結果を受領後 30 日以内に業務の結果について検収する。なお、委託者が、当該期間内に検収の結果について通知を行わなかった場合、検収に合格したものとみなす。
- 8.4 前項に基づく検収の合格をもって、E-ASL の業務は完了する。なお、委託者が、検収の完了後、業務の結果の修正、報告書の再発行その他の作業を求める場合、E-ASL と委託者は、当該追加の作業に関する履行時期、報酬、その他の条件について誠実に協議の上、合意する。

9 再試験

- 9.1 委託者は、業務の結果に対する異議は、それを受け取ってから 30 日以内に行うこととする。異議が生じた場合は、委託者と E-ASL は十分な議論をおこない、今後の方針を決定する。

- 9.2 委託者と E-ASL は、再試験のための調査試験および再試験（以下「再試験等」）が必要な場合、納期を含めたスケジュールや費用負担について協議し、両者で合意の上、実施する。
- 9.3 再試験等を実施する場合、当該再試験等については前条の規定が適用される。
- 9.4 再試験等に係る費用については、E-ASL の責に帰すべき事由によることが明らかな場合を除き、委託者が負担する。

10 試験の中止

別途合意した場合を除き、業務の終了以前に委託者が E-ASL に業務の一部又は全部の中止を通知した場合、E-ASL は、速やかに業務を中止するものとし、委託者及び E-ASL は、業務の料金について協議の上、合理的費用負担を決定して精算する。

11 損害賠償

- 11.1 E-ASL が試験仕様、関係法令、本約款に違反して、業務を実施したことにより、委託者が損害を被った場合、委託者は、第 9 条に基づく業務の再実施とあわせて、損害賠償を E-ASL に請求することが出来る。尚、賠償額の上限は、業務の料金の額までとする。

12 結果の利用等

- 12.1 E-ASL が試験の仕様、関係法令又は本約款もしくは個別契約に違反して業務を実施した場合を除き、委託者が業務の結果を利用することにより生じた損害については、E-ASL は一切の責任を負わない。
- 12.2 E-ASL は、業務の結果が第三者の産業財産権に抵触しないことを保証しない。
- 12.3 委託者は、業務の結果等を WEB 等で公開する場合は、事前に E-ASL の書面による承諾を得るものとする。
- 12.4 業務に関連して生じた全てのデータ、発見及び特許取得可能な発明及び試験の成果は、委託者の所有とする。但し、E-ASL が試験方法の開発又は試験の実施過程に発生した試験方法に関する技術的手法は E-ASL の所有とする。

13 契約の変更・解約

E-ASL は、E-ASL が必要と判断した場合には、委託者の承諾を得ることなく合理的な範囲内で本約款を変更することができるものとする。かかる場合、E-ASL は、変更内容を適宜の方法で委託者に通知するものとし、かかる通知後、成立した個別契約には、変更後の本約款の内容が適用されるものとする。

14 不可抗力

天災地変等委託者又は E-ASL に帰することができない理由により業務の遂行が困難になった場合、E-ASL は、その業務を遂行しその結果を提供する責めを負わない。

15 協議事項

本約款又は個別契約に関して、定めのない事項又は条文の解釈上に疑義が生じたときは、両者誠意をもって協議のうえ解決する。

16 有効期間

本約款に基づく個別契約の有効期間は、個別契約の成立の日から、業務の結果を報告又は納入後、委託者による検収の終了日までとする。なお、第五条の規定は本約款に基づく個別契約の有効期間終了後も 3 年間、第十二条の規定は個別契約の有効期間終了後も継続して、それぞれ、有効に存続するものとする。

17 管轄

委託者及び E-ASL は、本約款及び個別契約に関する一切の紛争について、京都地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とすることに合意する。